

はじめに



本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父山塊と四方を名峰に囲まれ、県土の約8割を森林が占める自然豊かな県です。緑あふれる森林から生み出される清らかな水や澄んだ空気など、本県の恵み豊かな自然環境は国内外に誇れる県民共有の貴重な財産であり、将来の世代へと引き継いでいく必要があります。

このため、県では、第2次山梨県環境基本計画において、目指すべき将来像として、「1 環境負荷の少ない循環型の地域社会」、「2 生物多様性に富んだ自然共生社会」、「3 安全・安心で快適な生活環境」、「4 地域環境の保全に貢献する地域社会」の4つを掲げ、環境保全及び創造に関する施策を総合的に推進しています。

こうした中、日照時間に恵まれた本県では、太陽光発電施設の無秩序な設置が急速に進んだことに伴い、災害や環境等に関する様々な問題が顕在化したため、令和3年7月には、「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定し、森林伐採を伴う新規の設置を原則禁止するとともに、既存施設を含む全ての発電事業者に施設の適正な維持管理を義務化しました。

また、ニホンジカなどの有害鳥獣による農林業被害が依然として深刻な状況にあることから、捕獲従事者の確保・育成など管理捕獲体制の一層の充実を図るため、令和3年6月、ライフル射撃場を含めた管理捕獲従事者等研修施設を韮崎市の県有林内に整備することを決定し、測量調査に着手しました。

環境に関する問題が複雑化・多様化する中で、環境と調和した持続可能な社会の実現に向けた取り組みを着実に推進していくためには、県民や事業者、行政など多様な主体の連携と積極的な参画が不可欠です。

本書は、山梨県環境基本条例第9条の規定に基づき、令和2年度における本県の環境の状況及び環境の保全と創造に関し講じた施策を取りまとめたものです。

多くの皆様に本書が活用され、環境に対する関心が一層高まり、環境保全活動への実践につながることを願っています。

令和4年3月

山梨県知事 長崎 幸太郎